



# 「法」に関する教育 カリキュラム

平成23年3月  
東京都教育委員会



## はじめに

東京都教育庁指導部長 高野 敬 三

現在、我が国は、社会の内なる活力を引き出す観点から、「事前規制社会」から「事後チェック社会」への転換が行われており、社会経済の各分野で規制緩和や制度改革が進められています。

こうした社会において、国民一人一人が、他者と切磋琢磨しながらも、自己責任を果たしていくためには、法やきまり、ルール及び司法に対する認識をより一層深め、適切に行動することが求められています。

また、平成20年3月に告示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領、平成21年3月に告示された高等学校学習指導要領（以下、小・中学校及び高等学校の新しい学習指導要領という。）においては、平成19年3月に一部改正された学校教育法を踏まえて、「法やきまり、司法」にかかわる指導内容が新たに示されました。

こうしたなか、東京都教育委員会は、平成20年5月に策定した「東京都教育ビジョン（第2次）」において、東京の次代を担う子供たちが、責任ある社会生活を送る上で必要となる法やきまり、ルール及び司法について学び、自由で公正な社会の担い手としての資質・能力を身に付けるために、「法」に関する教育の推進を位置付けました。

そして、全国に先駆けて学校関係者はもとより法曹関係者等を構成員とした推進協議会を立ち上げ、「法」に関する教育の考え方や進め方などについて協議するとともに、小・中学校及び高等学校の新しい学習指導要領に基づくカリキュラムの開発に取り組んできました。併せて、「法」に関する教育の実践的な取組みについて学校関係者等に普及・啓発を図るために、平成20・21年度には指導資料を作成して各学校等へ配布しました。また、平成21・22年度には「法」に関する教育シンポジウムを開催しました。

本カリキュラムでは、「法」に関する教育において育てたい児童・生徒像を明らかにするとともに、小・中学校及び高等学校の新しい学習指導要領に示された「法」に関する教育にかかわる主な指導内容を抽出して一覧表に整理しました。また、学習指導要領の解説に基づく指導のポイントをまとめて、それらとの関連を踏まえて作成した各教科等の指導計画例を掲載しました。

各学校におかれましては、平成23年度から順次全面実施される小・中学校及び高等学校の新しい学習指導要領の下、本カリキュラムを活用して「法」に関する教育を推進していただくことを期待しております。

最後になりましたが、本カリキュラムの作成に当たり、御尽力いただいた皆様方に、改めて感謝申し上げます。



# 目 次

- はじめに
- 目 次

## 第1章 総 説

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 1 「法」に関する教育が求められる背景                | 6  |
| (1) 「事前規制社会」から「事後チェック社会」への転換の観点から  | 6  |
| (2) 新しい学習指導要領における「法」に関する指導の充実の観点から | 7  |
| 2 「法」に関する教育の基本的な考え方                | 8  |
| (1) 「法」に関する教育において育てたい児童・生徒像        | 8  |
| (2) 「法」に関する教育における「学習の視点」           | 9  |
| 3 指導計画の作成・実施・評価・改善                 | 10 |
| (1) 「法」に関する教育カリキュラムの活用             | 10 |
| (2) 法律実務家との連携の視点                   | 11 |

## 第2章 指導内容

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1 学習指導要領に示されている「法」に関する教育にかかわる主な指導内容 | 14 |
| (1) 各教科等における主な指導内容の一覧               | 14 |
| (2) 各教科等における主な指導内容と指導のポイント          | 16 |
| 2 「法」に関する教育における「学習の視点」から見た主な指導内容の系統 | 36 |
| (1) 学習の視点1：法やきまり、ルールの基本となる考え方を学ぶ    | 36 |
| (2) 学習の視点2：私法の基本的な考え方を学ぶ            | 37 |
| (3) 学習の視点3：憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶ   | 38 |
| (4) 学習の視点4：司法が果たす役割と司法参加の意義を学ぶ      | 39 |

## 第3章 指導計画例

※（ ）内の学年は、指導計画例で扱う内容が学習指導要領において示されている学年を表している。

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1 小学校の例                          | 42 |
| ○ 社会科 「ごみのしまつと再利用」 (第3・4学年)      | 42 |
| ○ 社会科 「交通事故や犯罪から生活を守る」 (第3・4学年)  | 44 |
| ○ 社会科 「私たちのくらしと政治の働き」 (第6学年)     | 46 |
| ○ 生活科 「それ行け！学校たんけんたい」 (第1・2学年)   | 48 |
| ○ 生活科 「めざせ！公園のスーパーヒーロー」 (第1・2学年) | 50 |

|   |     |
|---|-----|
| ○ 体育科 「ボールゲーム (シュートゲーム)」 (第1・2学年) ……………             | 52  |
| ○ 体育科 「ゴール型ゲーム (ハンドボール)」 (第3・4学年) ……………             | 54  |
| ○ 体育科 「ネット型ゲーム (ソフトバレーボール)」 (第5・6学年) ……………          | 56  |
| ○ 家庭科 「物や金銭の使い方と買物」 (第5・6学年) ……………                  | 58  |
| ○ 道 徳 「きまりを守る心」 (資料名「キリンさん、ごめんね」) (第1・2学年) ……………    | 60  |
| ○ 道 徳 「社会のきまりを守る心」 (資料名「空かんの投げすて」) (第3・4学年) ……………   | 62  |
| ○ 道 徳 「法を守る心」 (資料名「危険です ガラスが入っています」) (第5・6学年) ……    | 64  |
| ○ 特別活動 [学級活動] 「“どうぞよろしくの会” をしよう」 (第1・2学年) ……………     | 66  |
| ○ 特別活動 [学級活動] 「みんなが楽しめるドッジボール大会にしよう」 (第3・4学年) …………… | 68  |
| ○ 特別活動 [学級活動] 「クラスボールの使い方のルールを決めよう」 (第5・6学年) ……………  | 70  |
| <br>  |     |
| 2 中学校の例 ……………                                       | 72  |
| ○ 社会科 [公民的分野] 「現代社会をとらえる見方や考え方」 ……………               | 72  |
| ○ 社会科 [公民的分野] 「消費者の保護」 ……………                        | 74  |
| ○ 社会科 [公民的分野] 「法に基づく政治」 ……………                       | 76  |
| ○ 社会科 [公民的分野] 「法に基づく公正な裁判の保障」 ……………                 | 78  |
| ○ 保健体育科 [体育分野] 「球技 (ゴール型: バスケットボール)」 (第1・2学年) …………… | 80  |
| ○ 保健体育科 [体育分野] 「球技 (ベースボール型: ソフトボール)」 (第3学年) ……………  | 82  |
| ○ 技術・家庭科 [家庭分野] 「私たちの消費生活」 ……………                    | 84  |
| ○ 道 徳 「法を守る心」 (資料名「傘の下」) ……………                      | 86  |
| ○ 道 徳 「法やきまりを守る心」 (資料名「郵便局でのできごと」) ……………            | 88  |
| ○ 特別活動 [学級活動] 「教室美化のためのルールについて考えよう」 ……………           | 90  |
| <br>  |     |
| 3 高等学校の例 ……………                                      | 92  |
| ○ 公民科 [現代社会] 「多数決の原理と個人の尊重」 ……………                   | 92  |
| ○ 公民科 [現代社会] 「経済活動を支える私法の基本的な考え方と雇用・労働問題」 ……………     | 94  |
| ○ 公民科 [政治・経済] 「国民の司法参加と裁判員制度」 ……………                 | 96  |
| ○ 家庭科 [家庭基礎] 「消費者の権利と責任」 ……………                      | 98  |
| <br>  |     |
| <参考資料>  |     |
| ○ 「法」に関する教育の推進に役立つ参考文献及びホームページアドレス ……………            | 100 |
| ○ 「法」に関する教育にかかわる主な関係機関 ……………                        | 100 |
| ○ 法教育研究推進協議会委員名簿 ……………                              | 101 |

# 第1章

# 総説

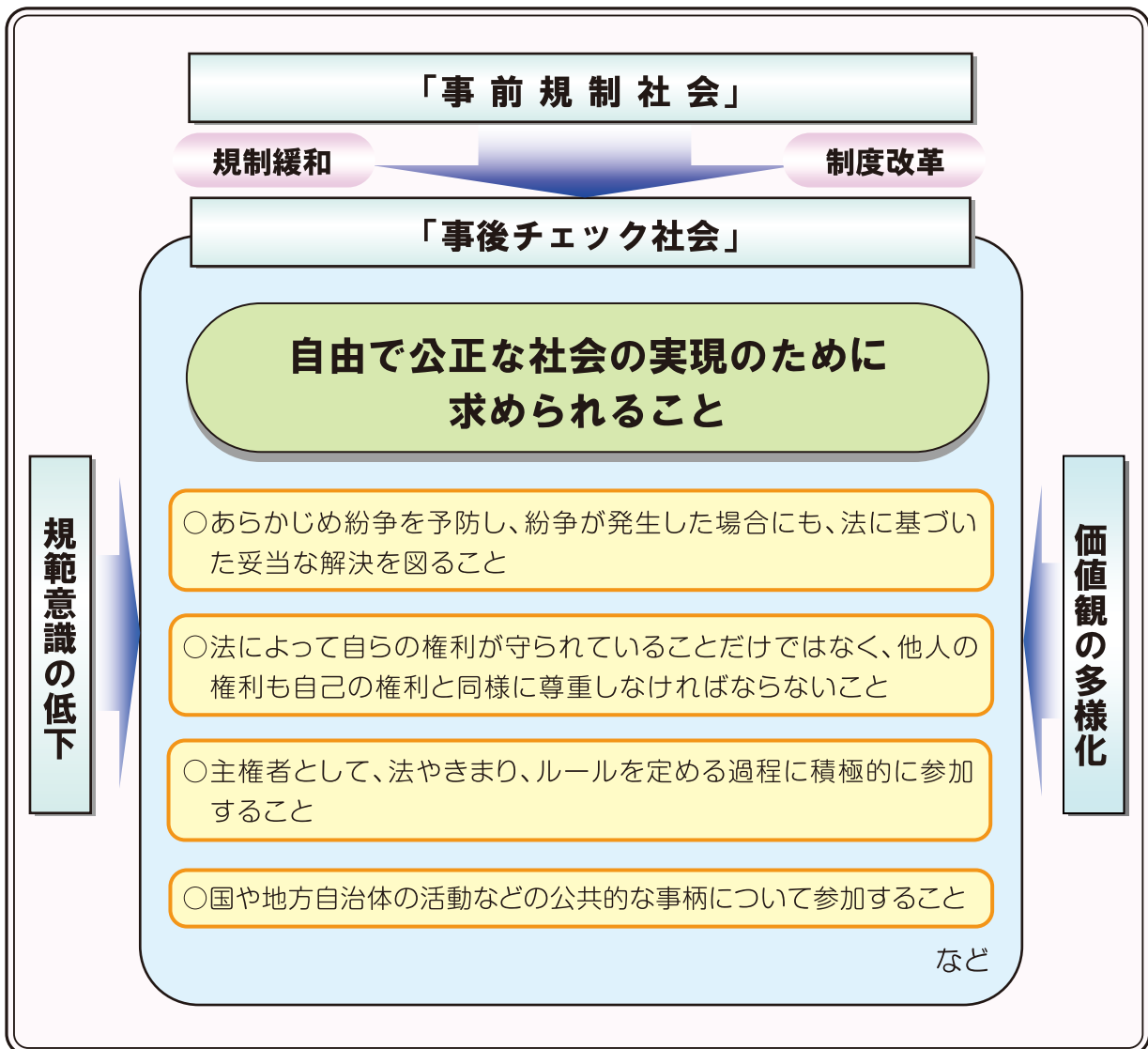
## 1 「法」に関する教育が求められる背景

### (1) 「事前規制社会」から「事後チェック社会」への転換の観点から

現在、我が国は、社会の内なる活力を引き出す観点から、「事前規制社会」から「事後チェック社会」への転換が行われており、金融の自由化や労働法制の弾力化など社会経済の各分野で規制緩和や制度改革が進められています。しかし、規制緩和や司法制度改革などの制度改革に伴って国民が自由に活動できる範囲が広がる一方で、自由な活動から生じ得る紛争を法によって公正に解決することが、より強く求められるようになりました。また、国や地方公共団体の活動などの公共的な事柄について、国民の参加がより一層求められるようになり、例えば、平成21年5月からは国民が一定の刑事裁判に参加する裁判員制度が始まりました。

こうした社会の変革を受け、国民一人一人が法やきまり、ルール及び司法の役割を十分に認識した上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やきまり、ルールに則った適正な解決を図るよう心がけ、さらには自ら司法に能動的に参加していく態度を身に付けていく必要があります。

そのため、このような自由で公正な社会の担い手となるために必要な資質・能力の育成を目指した教育が求められています。



※参考：「我が国における法教育の普及・発展を目指して－新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために－法教育研究会『報告書』」平成16年11月 法務省・法教育研究会（以下、法務省・法教育研究会「報告書」という。）



## (2) 新しい学習指導要領における「法」に関する指導の充実の観点から

平成18年12月に公布・施行された教育基本法の改正を踏まえて、平成19年3月に一部改正された学校教育法においては、「規範意識、(略)公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」が義務教育の目標に新たに規定されました。また、平成20年1月に公表された中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」においても、「子どもの心と体の状況」として「規範意識の希薄化」が指摘され、「学習指導要領改訂の基本的な考え方」では、「法やルール」について次のことが示されました。

### 【豊かな心や体の育成のための指導の充実】

子どもたちに、(略)社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識を、発達段階に応じた指導や体験を通して、確実に身に付けさせることが重要である。その際、人間としての尊厳、自他の生命の尊重や倫理観などの道徳性を養い、それを基盤として、民主主義社会における法やルールの意義やそれらを遵守することの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが大切である。

この趣旨を踏まえ、平成20年3月に告示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の総則では、道徳教育を進めるに当たって配慮すべきこととして、「法やきまり」について次のことが示されました。

### 【小学校学習指導要領 総則】

(略)、その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

### 【中学校学習指導要領 総則】

(略)、生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

また、平成21年3月に告示された高等学校学習指導要領も含めて、小・中学校及び高等学校の新しい学習指導要領の各教科等の「内容」及び「指導計画の作成と内容の取扱い」においても、例えば、次のような「法やきまり、司法」にかかわる指導内容が新たに示されました。

### 【小学校】

- ◆社会科
  - ・社会生活を営む上で大切な法やきまり(第3・4学年)
  - ・国民の司法参加(第6学年)
- ◆道徳
  - ・社会生活上のきまりを身に付ける。(第1・2学年)
  - ・集団や社会のきまりを守る。(第3・4学年)
  - ・法やきまりの意義を理解する。(第5・6学年)
- ◆特別活動
  - ・きまりをつくって守る活動  
(中学校及び高等学校の特別活動においても、同様の内容が示された。)

### 【中学校】

- ◆社会科(公民的分野)
  - ・裁判員制度
  - ・契約の重要性
- ◆道徳
  - ・法やきまりの意義を理解し、主体的に社会の形成に参画する。

### 【高等学校】

- ◆公民科
  - ・現代社会について、法など多様な角度からの理解
  - ・法の支配と法や規範の意義及び役割
  - ・司法制度の在り方
  - ・法に関する基本的な見方や考え方
  - ・裁判員制度
  - ・経済活動を支える私法に関する基本的な考え方

このように新しい学習指導要領においては、「法やきまり、ルール及び司法」に関する指導の充実を図り、主体的に社会の形成に参画するために必要な資質・能力の育成を目指した教育が求められています。